

個人情報 を

本気で守りたいなら.....



Pマーク  
取得

プライバシーマークを取らないで、個人情報をどう守りますか？

## 個人情報保護法・理解度チェック!!

まず最初に、あなたの個人情報保護法に関する理解度をチェックしてみましょう。

①～⑩の質問に○×で教えてください。

- ① 個人情報はプライバシー情報のことである。
- ② 名刺も特定個人を識別できる遺伝子情報も、どちらも個人情報である。
- ③ 顧客コードのように記号や数字の配列にすぎない情報は、個人情報から除外される。
- ④ 顧客情報に限らず、社員の情報も個人情報である。
- ⑤ 企業はすべて、個人情報保護法を守らなければならない。
- ⑥ 派遣社員の個人情報を守る義務については、派遣元のみが責任を持つ。
- ⑦ 個人情報を本人から書面で直接取得する時は、あらかじめ本人に対し利用目的を明示しなければならない。
- ⑧ 関連企業には、個人データをあらかじめ本人の同意を得ることなく提供することができる。
- ⑨ 企業は個人データを正確・最新の状態にしておくように努めなければならない。
- ⑩ 企業は、個人情報保護方針を作成して公表しなければならない。

解答&解説は  
裏面へ

## プライバシーマーク制度は、個人情報を取り扱う

プライバシーマーク制度とは、日本工業規格「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者などを認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度で、財団法人日本情報処理開発協会が、通商産業省（現、経済産業省）の指導を受けて、プライバシーマーク制度を創設して平成10年4月1日より運用をしている制度で、事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制等を

整備していることを認定し、その証と認めるもので、次の目的を持っています。

- ・消費者の目に見えるプライバシーマークの付与による個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図る
- ・適切な個人情報の取扱いを推進する

保護意識の高まりにこたえ、社会的な信者に与えること

### ユーザー様の声

#### 不動産会社 業務本部長様

当社は、不動産業者として顧客管理、建物管理を主たる業務としております。賃貸物件における入居者情報とオーナー様の個人情報を数万件、過去の累積情報を含めれば膨大な件数を保有しております。単に住所と電話だけでなく、家族構成や収入、資産状況、さらに保証人様の情報も含め非常に重要で絶対漏らしてはならない情報をお預かりしており、従前より取扱いには細心の注意を払うことが、会社の方針になっております。特に大切なデータベースのシステムは、グループ企業に委託し、セキュリティには万全を期している積もりです。

当社としてもプライバシーマークの認証を3年前に得ております。

委託先は、全国にまたがり、リフォーム業者、清掃、警備、印刷、DMをはじめ数多くございますが、セキュリティに関する業務委託契約はJISQ15001に即して結び、協力会社への定期的な評価も行い、数ヶ月毎に研修等も行っております。

情報漏洩は絶対にあってはならないことです。保有している情報を、「活用」することもできるかも知れませんが、当社はあくまで本業での営業を押し通しております。本店・支店共々社内管理をしっかり行っておりますが、教育を社内外で怠らないで個人情報保護に努めて行く所存です。

#### 大手生命保険会社 コンプライアンス ご担当者

漏洩事故が多発して  
顧客の信頼を得るた



### ユーザー様の声

#### 金融機関 特例子会社 業務本部長様

当社での個人情報の委託先は、40社以上にのぼります。その内、当業務部では、30社以上の個人情報委託先があります。そのほかに一般印刷業務委託先が、100社になります。平成17年の個人情報保護法全面施行を契機に金融庁の個人情報保護ガイドラインに沿った運用に入りました。取扱う個人情報は、顧客リストに基づきDM発送（物流）、印刷、社員名刺等があります。委託先では大手印刷会社もございすが平成17年から当社とお取引を願う企業にはプライバシーマーク付与を義務付けております。

当初はかなり難色を示された会社もございましたが、全てご理解を得て戴き（90%がプライバシーマーク認証）、その後にお取引を希望される会社にもプライバシーマークは取引条件とさせて戴き、さらに毎年春には当社独自のチェックリストによるアンケートを実施し委託先評価を行い、実査察も行っております。印刷会社さんで大量の印刷物のヤレ紙処分が発生する際には、弊社社員が同行して破碎の確認、または溶解証明も提出してもらいます。

最近でも新聞紙上では漏洩事故は後を絶たず、セキュリティは金融機関にとって最も重要な生命線でもあり、商売のモトであります個人情報には細心の注意を払って参ります。今後ネットによる商取引が増大するでしょうが、安全に取扱うことが金融機関としての責務だと肝に銘じ、新しいシステムに取り組んでいかなければなりません。



## 立場の印刷会社にはなくてはならない認証制度です。

して“プライバシーマーク”の使用を  
ず。

ークで示すことによって、個人情報の  
ること

ことによって、消費者の個人情報の保  
用を得るためのインセンティブを事業

(プライバシーマーク認定取得事業者は、平成17年4月1日に全面施行され  
た個人情報保護法に全面的に適合しています)

プライバシーマーク認定事業者は、法律の規定を包含するJISQ15001に基  
づいて第三者が客観的に評価する制度であることから、法律への適合性はも  
ちろんのこと、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシ  
ステムを確立し、運用していることをアピールする有効なツールとして活用  
することができます。

### ユーザー様の声

当社で委託する個人情報では、顧客へのDM発送、オンデマンド印刷、消費者向けキャンペーン等があります。保険会社とし  
て、個人情報の取扱いは金融庁の個人情報保護ガイドラインに従っておりますので、委託先にもご理解を得て戴き、その上に  
当社独自のチェックリストで委託先評価を行い、選定しております。

近年は、契約更新時(毎年)に委託先のみならず再委託先まで担当が直接出向き、調査をさせてもらっています。多くの委託  
先はSMS、Pマークの付与を受けていらっしゃいますが、当社との取り引き条件に公的資格を求めてはおりません。しかし、個  
人情報をお預けする委託先に個人情報保護の仕組みがないようですと、当然、当社の評価は下がることとなります。

ている中で、個人情報保護は必要不可欠なテーマです。

ためにも、コンプライアンスはますます重要になっていると思います。

#### 株式会社二口印刷 (大阪府支部 二口晴一社長)

##### 会員の声

当社は1904年に創業し、「人と人が輝く会社」「お客様  
の感動を創れる会社」「地球環境の保全に努める  
会社」を企業理念として業務を行います。また、2年前  
から「SP本舗」を立ち上げ、インターネットでパンフレット、  
はがき、封筒等の販促物の受注を始めました。また、コ  
スメ関係で数万件のダイレクトメールを受注するこ  
とがあり、大量の個人情報を扱うことから、プライバシー  
マークを取得しました。当社ではすでにISO14001を取  
得し、マネジメントシステムの構築、運用をおこなって  
いましたので、プライバシーマークもスムーズに定着させ  
ることができました。

プライバシーマークを取得するため、入退室や委託先  
の管理、パソコンやサーバー等の安全対策を徹底する  
ようになり、結果としてお客様の信頼を高めることに  
繋がったと思います。今後ますます、ネット受注は伸び  
ていくと考えますので、サイバー攻撃対策を充実させ、  
顧客満足を高めていきます。

#### 株式会社グッドクロス (東京・城南支部 原田大輔社長)

##### 会員の声

当社は、2001年にソフトウェア関連業から出発し、その後、  
ファーストフードチェーンの受注の中で名刺印刷を開始、  
現在ではWebによる“ビジネス名刺印刷所”として平均  
月に700件程の注文を受けています。プライバシーマー  
クの認証から3年余が経過しました。

個人情報に関わる業務では名刺印刷の他に、コールセ  
ンター(365日24時間態勢)、電子決済代行があります。  
名刺の受注は80%以上がWebによるもので、校正も  
Webで行い、納品は宅配便を利用します。

プライバシーマーク付与後にWebを通して加盟店の  
ショップ展開する顧客からの受発注、エンドユーザーへ  
の納品代行も手がけるようになりました。

従業員の意識も高まり、サーバ等の安全対策、従業員の  
入退室管理も行き届いてきました。顧客の信頼も増し、  
順調に業績を拡大しているが、原田社長は、「PMSに則  
した運用が習慣化し、スムーズに流れているが、人為的  
な単純ミスによる事故に注意します。そして、今後も情  
報システムの改善に尽力します」と語っています。

# 審査費用

## ジャグラがプライバシーマーク付与認定審査をします

ジャグラのプライバシーマーク審査員6人が、ジャグラ会員のプライバシーマーク審査をします。プライバシーマーク認証を取得したい事業者は、個人情報保護マネジメントシステム（PMS）を構築し、運用してから審査の申請をしてください。

（申請書ほかは、<http://www.jagra.or.jp/official/main/privacymark.html>よりダウンロードできます）

審査の費用は、申請料、審査料、マーク使用料があり、それぞれ次のようになっています。

従業者規模 (印刷業の場合)	新規のとき			更新のとき		
	20人以下	～300人以下 または資本金 3億円以下	左記業者以外 の事業者	20人以下	～300人以下 または資本金 3億円以下	左記業者以外 の事業者
申請料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
審査料	200,000	450,000	950,000	120,000	300,000	650,000
マーク使用料(※)	50,000	100,000	200,000	50,000	100,000	200,000

※マーク使用料は、日本情報処理開発協会（JIPDEC）より請求します。

申請後、請け書（受付証明）、申請料請求書、文書審査の結果（新規の場合のみ）を送付しますので、その後に現地審査の日程を調整して決めます。

現地審査後、不適合があった場合は、指摘文書を送付しますので、その不適合を是正して、是正が完了したことを確認して、プライバシーマークの認証をし、合わせて、JIPDECに報告します。

JIPDECでは、その報告に基づいて、プライバシーマーク認証取得事業者として登録します。

## 個人情報保護法理解度チェック 答え

- 個人情報とプライバシー情報とは、実際上は重なるところが大きいのですが、定義が異なる別の概念です。
- 特定個人が識別できる遺伝子情報のような重要な情報だけでなく、名刺情報も個人情報保護法が対象とする情報になります。
- アルファベットや数字を並べたような情報は一般に個人情報に該当しませんが、顧客データベースを管理している事業者における顧客番号（ID）のように、他の情報と容易に照合することで特定個人を識別できるものは、それ自体に識別性がなくても個人情報となります。
- 個人情報に当たるものは、顧客情報だけではありません。人事情報など社員やアルバイトに関する情報も個人情報に当たります。
- 個人情報保護法を守らなくてはならないのは、5000人を越える個人データを取り扱う企業です。個人情報保護法の適用を受けるこうした企業を、個人情報取扱事業者と呼んでいます。
- 個人情報取扱事業者は、社員のみならず派遣社員の個人情報の取扱いについても個人情報保護法上の義務を負います。なお、派遣元は、個人情報保護法のほか派遣法上、個人情報保護義務を課されています。
- 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱う場合、その利用目的をできる限り特定するとともに、本人から直接書面で個人情報を取得する場合は、その利用目的を本人に事前に明示しなくてはなりません。
- たとえ関連企業といえども、第三者に該当します。第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る必要があります。
- 企業は、個人データを正確かつ最新の情報にしておくように努力する義務を負います。
- 個人情報保護法上、義務ではありません。ただし、主務大臣のガイドラインには、企業に対し作成・公表を求めているものが少なくありません。

あなたの個人情報保護法の理解度はどうだったでしょうか？個人情報は取得するところから消去するまで、一連のルールに則って取り扱わなければいけません。ルール違反があると、個人情報の本人から苦情が寄せられたり、行政から処分などを受けます。行政の処分に従わない場合は、罰則を受けることもあります。そうならないためにも、しっかり学んでおきましょう。